

法務省民商第16号
令和3年1月29日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

「休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領」の一部改正について
(通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令(令和3年法務省令第2号)の施行に伴い、「休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領」(平成27年9月7日付け法務省民商第104号当職通達)の一部を下記のとおり改正し、本年2月15日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 休眠会社等の整理 [1・2 略]</p> <p>3 休眠整理作業の実施手順 [(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 事業を廃止していない旨の届出等 ア [略]</p> <p>イ 届出が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合には、適式な届出とは認められない（会社法施行規則第139条，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第57条，第65条参照）。この場合においては，当該届出書に，その旨を記載する。</p> <p>[(ア)～(ウ) 略]</p> <p>[(エ)を削る。]</p>	<p>第1 休眠会社等の整理 [1・2 同左]</p> <p>3 休眠整理作業の実施手順 [(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 事業を廃止していない旨の届出等 ア [同左]</p> <p>イ 届出が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には，適式な届出とは認められない（会社法施行規則第139条，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第57条，第65条参照）。この場合においては，当該届出書に，その旨を記載する。</p> <p>[(ア)～(ウ) 同左]</p> <p><u>(エ) 届出書又は代理人の権限を証する書面に押された代表者の印鑑が，登記所に提出された印鑑と異なるとき（(3)アの通知書を提出して届出がされた場合を除く。会社法施行規則第</u></p>

(エ) [略]

ウ イの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する届出については、適宜その旨を別紙第3の様式の通知書をもって届出人に通知する。この通知書の通知番号欄には、(2)アの整理対象休眠会社等一覧に付した整理番号を記載する。

[エ・オ 略]

[(5)・(6) 略]

(7) 電子証明書の失効通知

(5)アの解散の登記をした休眠会社又は休眠一般法人について、電子証明書が発行されているときは、平成12年9月29日付け民四第2274号当職通達第1の6(2)に定める取扱いに準じて、直ちに電子認証登記所に通知する。

[(8)～(10) 略]

第2 [略]

139条第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第57条第4項、第65条第4項参照）。

(オ) [同左]

ウ イの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する届出については、適宜その旨を別紙第3の様式の通知書をもって届出人に通知する。この通知書の通知番号欄には、(2)アの整理対象休眠会社等一覧に付した整理番号を記載する。

[エ・オ 同左]

[(5)・(6) 同左]

(7) 電子証明書の失効通知

(5)アの解散の登記をした休眠会社又は休眠一般法人について、電子証明書が発行されているときは、平成12年9月29日付け民四第2274号当職通達第1の7(2)に定める取扱いに準じて、直ちに電子認証登記所に通知する。

[(8)～(10) 同左]

第2 [同左]

別紙第2

通知第 号
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格 殿

〒○○○-○○○○
○市○町一丁目○番○号
○○(地方)法務局(法人)登記部門
○○支局
○○出張所

通知書

貴社(貴法人)は、令和○年○月○日現在において、最後の登記をした後12年又は5年を経過していますが、同日、会社法第472条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条若しくは第203条の規定に基づく法務大臣の公告(下記の要旨参照)がされたので、通知します。
なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面(下段)を用いてすることができます。

記

公告の要旨
最後の登記後12年を経過している株式会社及び最後の登記後5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。
この公告の日から2か月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。
令和○年○月○日

届出書

(切り離さないでください。)

当社(当法人)は、まだ事業を廃止していません。
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所(※)	
商号又は名称(※)	
代表者の資格(※)	
代表者の住所(※)	
代表者の氏名(※)	
代理人の住所(代理人が届け出る場合)	
代理人の氏名(代理人が届け出る場合)	
連絡先電話番号(※)	
(日中に連絡が可能な電話番号)	

※の欄は必ず記載してください。

○○(地方)法務局(法人)登記部門
○○支局
○○出張所 御中

- (注)1 届出書に記載する事項が、登記簿に記載されている事項と符合していないときは、適式な届出として取り扱われません。
2 届出書は令和○年○月○日までに当庁に到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。
3 届出は、書面で行わなければなりません。
4 昨年度に同様の届出をした場合であっても、必要な登記申請又は再度の届出をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をすることとなりますので御注意ください。
5 届出又は登記がされた場合には、登記官は裁判所に対して過料事件の通知を行いますので、裁判所で過料に処せられる可能性があります(会社法第915条、第976条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条、第342条)。

通知第 号

別紙第2

通知第 号
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格 殿

〒○○○-○○○○
○市○町一丁目○番○号
○○(地方)法務局(法人)登記部門
○○支局
○○出張所

通知書

貴社(貴法人)は、令和○年○月○日現在において、最後の登記をした後12年又は5年を経過していますが、同日、会社法第472条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条若しくは第203条の規定に基づく法務大臣の公告(下記の要旨参照)がされたので、通知します。
なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面(下段)を用いてすることができます。

記

公告の要旨
最後の登記後12年を経過している株式会社及び最後の登記後5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。
この公告の日から2か月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。
令和○年○月○日

届出書

(切り離さないでください。)

当社(当法人)は、まだ事業を廃止していません。
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所(※)		押印欄
商号又は名称(※)		
代表者の資格(※)		
代表者の住所(※)		
代表者の氏名(※)		
代理人の住所(代理人が届け出る場合)		
代理人の氏名(代理人が届け出る場合)		
連絡先電話番号(※)		
(日中に連絡が可能な電話番号)		

※の欄は必ず記載してください。

○○(地方)法務局(法人)登記部門
○○支局
○○出張所 御中

- (注)1 届出書に記載する事項が、登記簿に記載されている事項と符合していないときは、適式な届出として取り扱われません。
2 届出書は令和○年○月○日までに当庁に到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。
3 届出は、書面で行わなければなりません。この書面以外の用紙を用いて届け出る場合には、必ず登記所に提出してある印鑑を押印してください。代理人により届け出る場合には、登記所に提出してある印鑑を押印した委任状を添付してください。
4 昨年度に同様の届出をした場合であっても、必要な登記申請又は再度の届出をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をすることとなりますので御注意ください。
5 届出又は登記がされた場合には、登記官は裁判所に対して過料事件の通知を行いますので、裁判所で過料に処せられる可能性があります(会社法第915条、第976条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条、第342条)。

通知第 号

別紙第 3

通知第 号
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格 殿

〒 〇市〇町一丁目〇番〇号
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇（地方）法務局（法人）登記部門
〇〇支局
〇〇出張所

通 知 書

貴社（貴法人）から、まだ事業を廃止していない旨の届出がありました。下記〇印の事由により適式な届出とは認められなかったため、通知します。
なお、1 から 3 までの事由に該当する場合には、届出期間内に補正を申し出ることができます。

記

- 1 届出書が方式に適合しない。
- 2 届出書の記載が登記簿の記録と異なる。
- 3 届出書に代理人の権限を証する書面の添付がない。
- 4 会社法第 4 7 2 条第 1 項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 4 9 条第 1 項若しくは第 2 0 3 条第 1 項の期間経過後の届出である。

別紙第 3

通知第 号
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格 殿

〒 〇市〇町一丁目〇番〇号
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇（地方）法務局（法人）登記部門
〇〇支局
〇〇出張所

通 知 書

貴社（貴法人）から、まだ事業を廃止していない旨の届出がありました。下記〇印の事由により適式な届出とは認められなかったため、通知します。
なお、1 から 4 までの事由に該当する場合には、届出期間内に補正を申し出ることができます。

記

- 1 届出書が方式に適合しない。
- 2 届出書の記載が登記簿の記録と異なる。
- 3 届出書に代理人の権限を証する書面の添付がない。
- 4 届出書又は代理人の権限を証する書面に押された代表者の印鑑が、登記所に提出された印鑑と異なる。
- 5 会社法第 4 7 2 条第 1 項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 4 9 条第 1 項若しくは第 2 0 3 条第 1 項の期間経過後の届出である。

休眠会社等整理数調べ

登記所名

1 株式会社					
資本金額	区分	① 通知発送会社数	② 適式届出又は登 記会社数	③ 不適式届出会社数	④ 解散登記会社数
100万円未満					
100万円以上					
500万円以上					
1000万円以上					
3000万円以上					
5000万円以上					
1億円以上					
3億円以上					
5億円以上					
10億円以上					
50億円以上					
合計		0	0	0	0

2 一般社団法人・一般財団法人					
法人種別	区分	① 通知発送法人数	② 適式届出又は登 記法人数	③ 不適式届出法人数	④ 解散登記法人数
一般(公益)社団法人					
一般(公益)財団法人					
合計		0	0	0	0

- 備考 (1) ①の欄には、本要領第1の3の通知の総数を計上する。
 (2) ②の欄の適式届出会社数には、本要領第1の3(4)ウにより通知した後、適式な届出があったものを含む。
 (3) ④の欄は、①-②の数と同一となる。

休眠会社等整理数調べ

登記所名

1 株式会社					
資本金額	区分	① 通知発送会社数	② 適式届出又は登 記会社数	③ 不適式届出会社数	④ 解散登記会社数
100万円未満					
100万円以上					
500万円以上					
1000万円以上					
3000万円以上					
5000万円以上					
1億円以上					
3億円以上					
5億円以上					
10億円以上					
50億円以上					
合計		0	0	0	0

2 一般社団法人・一般財団法人					
法人種別	区分	① 通知発送法人数	② 適式届出又は登 記法人数	③ 不適式届出法人数	④ 解散登記法人数
一般(公益)社団法人					
一般(公益)財団法人					
合計		0	0	0	0

- 備考 (1) ①の欄には、本要領第1の3の通知の総数を計上する。
 (2) ②の欄の適式届出会社数には、本要領第1の4の(3)により通知した後、適式な届出があったものを含む。
 (3) ④の欄は、①-②の数と同一となる。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。